平成２５年（フ）第１２５号
長野県小諸市甲46番地５
破産者　等々力　等
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３９１号
名古屋市北区中切町５丁目６番地
破産者　遠藤ひとみ
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７２号
愛知県海部郡大治町大字西條字石間畑18番地フォーブルＡ202
破産者　原　　宗徳
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５５７号
和歌山県日高郡美浜町大字三尾548番地
破産者　金田　高志
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
北海道登別市若草町３丁目35番地16、開始決定時の住所北海道室蘭市水元町44番18号
破産者　長岡　　実
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南三条１丁目10番16号
破産者　辻内　雅江
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
開始決定時の住所旭川市台場２条４丁目４番19号　ホテルティファニー内、開始決定時の住民票上の住所北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条１丁目４番９号
破産者　山本　知仁
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４１号
北海道富良野市字西扇山の２
破産者　藤倉　英樹
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４号
青森県五所川原市金木町喜良市坂本369番地２
破産者　今　　幸正
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
宮城県石巻市開成１番地29　仮設開成第十一団地32―１号、前住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷46番地19　レオパレスピーチ105号
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
秋田市新屋松美町13番３号
破産者　藤盛　　建
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
秋田県北秋田市鷹巣字帰道７―１、開始決定時の住所秋田県北秋田市元町８番２号
破産者　成田　和男
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２７号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字山崎２番地64
破産者　髙橋絵里奈
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２０号
秋田県横手市十文字町谷地新田字谷地開闢71番地
破産者　渡邉　友美
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３４号
秋田県横手市増田町増田字田町75番地
破産者　佐藤　立雄
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２６８号
横浜市南区白金町２丁目30番地　日神パレス吉野町604
破産者　佐藤　貴佳
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１９号
横浜市緑区西八朔町69番地２　オークビュー　Ｃ棟201号
破産者　大澤　美道
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８８号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の１　ペアシティー湘南304号室
破産者　松本　淑子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５７号
横浜市金沢区六浦東１丁目22番85号　メゾンド追浜201号
破産者　鈴木　康仁
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部